

平成26年度

包括外部監査結果報告書

【概要版】

「環境対策に関する事業の管理及び財務事務の執行
について」

平成27年3月

和歌山県包括外部監査人

公認会計士 大川幸一

注. これは、報告書の概要版であり、詳細な内容については報告書本編を参照のこと。

目次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類.....	1
【2】選定した特定の事件（テーマ）	1
【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
【4】監査対象	1
【5】包括外部監査対象期間.....	2
【6】外部監査の方法.....	2
1. 監査の要点及び視点	2
2. 主な監査手続	2
【7】外部監査の実施時期	2
【8】外部監査人補助者の資格と名称.....	3
第2 監査の結果及び意見の総括	4
【1】環境基本計画に関する結果・意見	4
1. 環境基本計画の推進体制（PDCA サイクル）について	4
2. 環境基本計画において評価・点検すべき施策・事業の整理について.....	6
【2】各事業に対する結果及び意見の総括.....	8
1. 計画の策定に関する結果及び意見	8
2. 成果指標の設定、評価及び取り組みに関する結果及び意見	10
3. 契約事務に関する結果及び意見.....	13
4. 効果的、効率的な事務の遂行に関する結果及び意見	15

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件（テーマ）

環境対策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

科学技術や社会経済の発展に伴い、県民生活の利便性、快適性は向上している半面、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動が、身近な生活環境の悪化や地球的規模の環境問題を引き起こし、現在の世代のみならず将来の世代にも影響を及ぼす問題となっている。和歌山県においても、このような状況が、県土の約8割を占める森林や豊富な水、約650kmに及ぶ雄大な海岸線など、豊かな自然環境に大きな影響を与えつつある。

県では、平成9年に環境基本条例を制定するとともに、平成12年に第1次、平成17年に第2次、平成23年に第3次の環境基本計画を策定し、環境保全のための取り組みを進めている。

県をめぐる財政状況が非常に厳しい中で、環境対策への取組みとして、費用対効果の高い事業を優先的に実施するとともに、環境対策に関する事業の成果について、県民に対して適切な説明責任を果たすことが求められる。

そこで、県が取り組んでいる環境対策に関する事業について、公益性・公共性の観点から、県の政策目的に合致しているか、当該事業の財務事務が法令・規則等に準拠して適切に実施されているか、さらには効率性・有効性の観点から適切に執行されているかどうかの視点で検証することは有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

【4】監査対象

環境生活総務課、循環型社会推進課、環境管理課を対象とする。

抽出した個別事業における財務事務の状況のほか、「環境基本計画」と個別事業の関連性、評価の状況についても検討を行う。

なお、監査対象事業の選定については、本編第2【2】監査対象とした事業についてを参照されたい。

【5】包括外部監査対象期間

平成25年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成26年度の一部についても監査対象とした。

【6】外部監査の方法

1. 監査の要点及び視点

(1) 環境基本計画について

- ▶ 環境基本計画で掲げる施策と、個別事業との関連性が明確になっているか。
- ▶ 計画段階から大きな状況の変化が生じている場合、計画の見直し要否が十分に検討されているか。
- ▶ 環境基本計画における目標達成状況が適切に管理され、個別事業の実施に反映されているか。

(2) 個別事業の財務事務について

- 個別事業の財務事務の合规性
 - ▶ 個別事業における財務事務が、法令、条例及び規則等に基づいて適切に行われているか。
- 個別事業の財務事務の経済性、効率性、有効性
 - ▶ 個別事業における財務事務が、経済的、効率的、効果的に実施されているか。
 - ▶ 個別事業の実施にあたって、費用対効果の検証や目標達成状況のモニタリングが行われているか。
 - ▶ 個別事業における目標設定が、環境基本計画における目標と整合しているか。

2. 主な監査手続

- 関連する法令・条例・規則等の閲覧
- 環境基本計画の策定及び進捗状況に関する資料閲覧、担当者への質問
- 個別事業についてのヒアリング及び関連書類の閲覧、担当者への質問
- その他、監査の実施過程で必要と認められた監査手続

【7】外部監査の実施時期

平成26年4月1日から平成27年3月16日まで

【8】外部監査人補助者の資格と名称

公認会計士	酒井 清
公認会計士	辻井芳樹
公認会計士	福原顕憲
公認会計士	井谷裕介
会計士試験合格者	長谷川くにか
会計士試験合格者	柳川英紀
会計士試験合格者	成山哲平
弁護士	松本好史

第2 監査の結果及び意見の総括

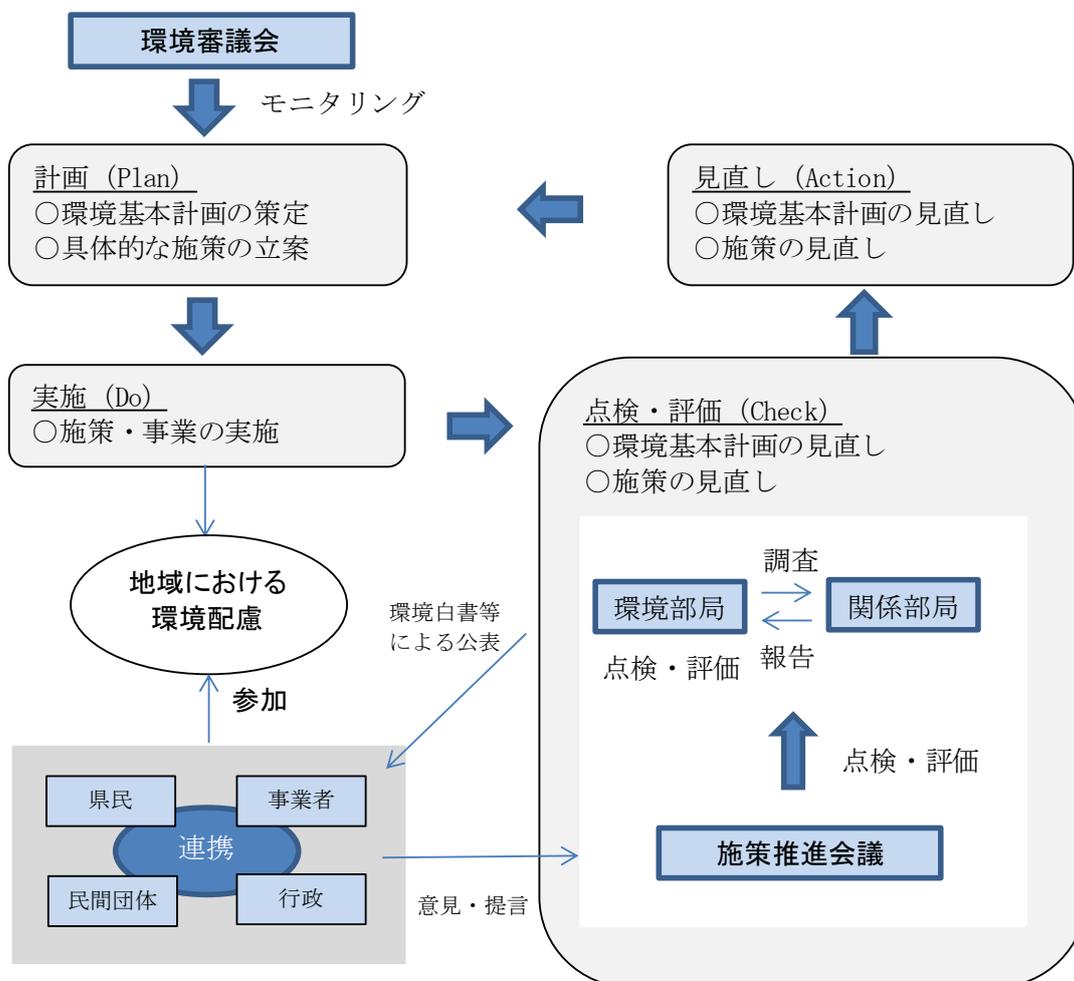
【1】環境基本計画に関する結果・意見

1. 環境基本計画の推進体制（PDCA サイクル）について

① 環境基本計画の推進体制（PDCA サイクル）に係る現状

和歌山県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の目標達成状況は、和歌山県環境施策推進会議（以下「施策推進会議」という。）が毎年点検・評価を実施することとしており、当該点検・評価を関連する施策の見直し等に反映する仕組みとなっている。また、計画期間は5年であり、環境基本計画策定に際しては和歌山県環境審議会（以下「環境審議会」という。）がモニタリングをすることとしている。

環境基本計画推進体制（PDCA サイクル）



(出所:「環境基本計画」より監査人加工)

しかし、これまで施策推進会議の開催実績は無く、計画の策定から次期計画の検討に伴う環境審議会でのモニタリングまでの間、その進捗管理は、環境生活総務課が各事業課に照会し、毎年度取りまとめる方法で行われている。

このようなモニタリング体制が構築されている一方で、各事業の継続の可否、次年度予算の増減については、事業の実績・効果を検討し、予算協議や事務事業評価による見直しの中で決定している。

② 監査の結果

i) 環境基本計画の施策の点検・評価を実施する仕組みを構築すべき

環境基本計画は、環境審議会で検討・評価され、将来の基本方針が策定される一方で、環境基本計画に掲げる事業の規模等については、予算協議における評価や事務事業評価による見直しにより決定される。こうした評価や見直しがあることもあり、施策推進会議は開催されず、環境基本計画の施策を点検・評価するという本会議の職務が果たされていない状況にある。

しかし、予算協議における評価や事務事業の見直しによる評価のみでは、環境基本計画の策定における専門的な知見や視点からの判断はほとんど行われなため、環境基本計画のモニタリング結果を事業にフィードバックする機会が失われていると考えられる。県は、環境基本計画に定められている施策推進会議において、環境基本計画の施策の実施状況を適切に点検・評価する必要がある。仮に施策推進会議を開催しないのであれば、これに代わる機能を持った別の仕組みを構築する必要がある。

③ 意見

i) 実効性のある環境基本計画・施策の点検・評価を実施すべき

環境基本計画においては前期間の環境基本計画の目標値に対する達成状況や今後の課題を記載しているが、目標値が達成されていない場合に、その原因や具体的な取り組みまでは記載されていない。これは、上述した「②監査の結果」にあるように、本来施策推進会議が実施すべきである環境基本計画の目標達成状況の点検・評価が実施されていないこと等から、計画策定に係る環境審議会によるモニタリングが十分に機能しにくい状況になっているものと考えられる。

以下は目標が達成できていない指標についての環境基本計画における記載の要約である（抜粋）。

指標	目標値	平成 21 年 度達成状況	結果の記載 (抜粋)	今後の課題 (抜粋)
自然歩道整備 延長	510km	228.3km	自然歩道の整備延長は、目標値の約 45%にとどまっている。	計画的整備と施設の維持管理について、継続的に実施する必要がある。

育成複層林面積	11,100ha	5,117ha	育成複層林は161ha増加した。	木材生産を主眼とする森林と木材生産以外の森林に区分し、適切な森林施業を推進する必要がある。
---------	----------	---------	------------------	---

上表のような記載では結果及び今後の計画の公表という観点、PDCA サイクルの実現という観点からは不十分である。次期計画策定時においては、環境基本計画の目標達成状況についての十分な点検・評価を行いその結果に基づき、環境審議会での十分な審議を経たうえで、指標の達成にむけた具体的な取り組みを記載することが必要である。

ii) 中間モニタリングを実施すべき

環境白書においては、現状に係るデータの提示のみとなっているとともに、必ずしも全ての事項が専門的な知見によって評価されている状況には無い。そのため、専門的な知見による網羅的な環境基本計画の評価は、少なくとも審議会の中の5年間は実施されていない状況にある。

5年間の中で、環境に係る研究成果や技術革新により、適切な環境対策が新たに考案されることも十分に起こり得るため、環境基本計画の中間時点において環境審議会を開催する等、現行計画の期間中にも適切なモニタリングの機会を設けることが望ましいと考える。

2. 環境基本計画において評価・点検すべき施策・事業の整理について

① 環境基本計画に記載された施策・事業について

現状、環境基本計画においては256の施策が掲げられているが、施策に紐づく実施事業がないものや、実施事業の主目的が環境保全ではないものがある。

また、施策として掲げているもののなかには、許認可を行う等規制行政として取り組んでいるものがあり、これらは指標を用いて評価・点検することに馴染まないものである。

以下は、施策に紐づく実施事業がないものや、実施事業の主目的が環境保全ではないもの、規制行政として取り組んでいるものを環境基本計画から抜粋したものである。

区分	施策
施策に紐づく実施事業がないもの	複合臭の問題に対応するため臭気指数規制の導入を検討します。
実施事業の主目的が環境保全ではないもの	関係機関と連携し、バイパス整備などの道路網の体系的整備、交通総量の抑制対策、

	交通管理など移動発生源対策を推進します。
	自動車からの排出ガス総量を削減していくため、道路網や交通流の体系的整備を進めます。
規制行政として取り組んでいるもの	自然環境や景観に配慮し、生態系等の特色を活かした斜面对策を推進します。
	和歌山県世界遺産条例の基本理念に基づき、市町村との連携のもと、まちなみや森林景観の保存を図ります。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 環境基本計画において評価・点検すべき事業を整理すべき

上記のとおり、環境基本計画には、実施事業がないもの、主目的が環境保全ではないもの、規制行政として取り組んでいるもの等、指標を用いて評価・点検することに馴染まない施策や事業が記載されている。

県は、PDCA サイクルを機能させるため、また、実施事業を管轄する部署に環境基本計画の適切な遂行を意識付けるためにも、環境基本計画における施策と事業を明確に結びつけることや施策や事業を指標による評価・点検をすることができるもの、できないものに明確に区別することの整理を行う必要がある。

ii) 評価・点検すべき事業を整理したうえで、環境施策全体の予算・決算を把握すべき

行政活動の基本的な考え方として、最小限のコストで最大限の効果を発揮することが求められる。環境施策を推進しているのは、基本的には環境生活部であるが、環境施策全体を施行するにあたっては、様々な部署が関係することとなる。環境施策が最小限のコストで最大限の効果を発揮できているか否かの評価に資するよう、環境生活部以外の関係部署の施策も含めた環境施策全体の予算及び決算を把握することが望まれる。

【2】各事業に対する結果及び意見の総括

1. 計画の策定に関する結果及び意見

事業を効果的、効率的に遂行するにあたり、事業計画の策定は重要である。また、その策定方法や決裁についても適切な判断が介在するような仕組みを構築すべきである。しかし、各事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

事業計画書及び事業報告書の記載方法と基本計画書（中期計画）の記載方法を整合させるべき【意見】

ジオパーク 推進事業	<p>南紀熊野ジオパーク推進協議会は、事業年度毎に事業計画書及び事業報告書を作成しており、具体的に各事業年度に実施するまたは実施した事業を記載しているものの、この記載方法が基本計画書（中期計画）の実行計画の記載方法と異なっているため、当事業年度に実施すべき事業が網羅的に含まれているかどうか分かりにくい状況となっている。</p> <p>計画した事業が網羅的に実施されるように、事業計画書及び事業報告書の実施事業の項目の記載方法は、基本計画書（中期計画）の実行計画の記載方法と整合させ、両者の関連や基本計画書に記載されている事業が網羅的に実施されていることの確認が容易にできるようにすることが必要である。</p> <p>（本編第4【10】2（1）参照）</p>
---------------	---

県と委託業者が実施する立入検査を効率的に実施できる計画を策定すべき【意見】

産業廃棄物 処理業者指 導事業	<p>所管課及び県立各保健所では、産業廃棄物処理業者の資質向上や産業廃棄物排出事業者への指導・啓発のために、産業廃棄物処理施設及び排出事業者へ立入検査を地域ごとに分担して行っている。</p> <p>しかし、所管課または県立各保健所が実施する立入検査と委託業者が実施する点検指導業務が一部重複しており非効率となっているため、所管課はあらかじめ委託業者が実施する点検指導業務の対象業者を把握しておき、所管課または県立各保健所が実施する立入検査の対象業者と重複しないような計画を立てる必要があった。</p> <p>平成26年度からは委託事業である産業廃棄物管理票等点検指導業務は委託せず、県で直接実施されるため、今後は、所管課または県立各保健所の実施する立入検査において委託業者が実施していた点検指導業務の点検内容も含め網羅的に実施する必要がある。</p> <p>（本編第4【12】2（2）参照）</p>
-----------------------	---

PCB 廃棄物の処理に関する具体的なスケジュール案を策定すべき【意見】

PCB 廃棄物 処理対策推 進事業	<p>環境省が策定するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画によれば、計画的処理完了期限は平成34年3月31日とされている。</p> <p>県では、JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）の大阪にある処理施設に処分委託を行うこととなっているが、JESCOにおいて平成28年度以降の具</p>
-------------------------	--

	<p>体的な受入スケジュールは決まっていなかったことであった。JESCO との調整を行う枠組みとして、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会という JESCO との協議が可能な場が設けられているため、県としては、当協議会の場を活用し、JESCO へ計画的な受入について協議を行い、県の PCB 廃棄物の処理が上記完了期限までに終わるよう各年度における処理数量の目標も織り込んだ具体的なスケジュール案を策定することが必要である。</p> <p>(本編第 4 【13】 2 (1) 参照)</p>
立入調査の計画を明文化すべき【意見】	
水質汚濁防止対策事業	<p>立入調査を実施し、排水基準を超過した事業場については、その翌年度に基準適合を確認するため必ず立ち入ることとしているものの、立入調査の計画書である「平成 25 年度～平成 28 年度「排水基準監視」方針」において、排水基準を超過した事業場について、その翌年度に必ず立ち入ることとする旨が記載がなされていない。排水基準を超過した事業場について、その翌年度に必ず立ち入る取組みは適切と考えられる。したがって、将来的にも継続して適切な調査が行われることを担保するために方針として明文化する必要がある。</p> <p>(本編第 4 【17】 2 (2) 参照)</p>
大気汚染等防止対策事業	<p>立入調査の実施にあたっては、概ね 5 年で全ての事業場等を立入調査の対象とすることや、違反があった事業所・新規の事業所（施設含む）については速やかに対象とする考えはあるとのことであるが、これらの考え方について計画としては明文化されたものはない。5 年で全ての事業場等を立入調査の対象とすることや、違反があった事業所・新規の事業所（施設含む）については速やかに対象とする考えは、運用上、周知されているとのことであるが、将来的にも継続して適切な調査が行われることを担保するために、計画として明文化する必要がある。</p> <p>(本編第 4 【20】 2 (1) 参照)</p>
立入計画表の決裁を単年度ごとに実施するよう改善すべき【意見】	
水質汚濁防止対策事業	<p>「平成 25 年度～平成 28 年度「排水基準監視」方針」に基づき「H25～H28 年度排水基準監視立入計画表」（以下、「立入計画表」）に具体的な事業場別の立入計画を策定し、決裁を受けているが、平成 25 年度に決裁を受けて以降、4 年間は決裁を受けておらず、計画の見直しも行われていない状況となっている。4 年間の長期的な計画に加えて、単年度の計画においても計画の見直しを行い、決裁を受ける必要がある。</p> <p>(本編第 4 【17】 2 (3) 参照)</p>

2. 成果指標の設定、評価及び取り組みに関する結果及び意見

事業の適切な遂行及び翌事業年度の計画等への適切な反映のためには成果指標を設定したうえで、事業に取り組み、評価をすべきである。しかし、各事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

実績値（現況値）の集計は目標値の集計方法と整合させるべき【結果】	
自然公園等 施設整備事 業	<p>県は近畿自然歩道の附帯設備（トイレ・案内標示等）の整備計画を 298.3km として定め、目標値としている。</p> <p>当該目標値は、市町村から要望のあった路線のうち優先度の高い「路線の総延長」としているが、実績値の集計は「路線の総延長のうち整備した距離の実数値」としている。実績値の評価を適切に実施するためには、目標値と実績値の集計方法を整合させる必要がある。</p> <p>（本編第4【1】2（1）参照）</p>
大幅な目標値の変更や目標値と現況との乖離がある場合はその理由を環境基本計画や環境白書等において県民に説明するべき【意見】	
自然公園等 施設整備事 業	<p>第3次環境基本計画の目標値の設定の段階で目標値が大幅に引き下げられている。これは、第2次環境基本計画では、近畿自然歩道の全路線を目標値として設定したが、第3次環境基本計画では、市町村からの要望に基づいた路線のみを対象とすることが、適切であると判断し、修正したためである。</p> <p>しかし、環境基本計画や環境白書等において、これら計画数値の大幅な変更に関する説明がなされていない。計画数値の大幅な変更については、環境基本計画や環境白書等において県民に説明し、計画、行動、評価、改善というPDCA サイクルに落とし込むことで、当該事業の実効性促進を図るべきである。</p> <p>（本編第4【1】2（1）参照）</p>
適切な成果指標を設定し事業の評価を行うべき【意見】	
自然公園等 施設整備事 業	<p>事務事業評価調書において、本事業の成果指標を記載しておらず、成果の測定も行われていない。県によれば、本事業は定量的な評価が難しいとのことであるが、そのような場合でも、近畿自然歩道の附帯設備（トイレ・案内標示等）の整備を要望した市町村に事業効果についてヒアリングを実施し内容を記載する等、事業の費用対効果を説明するための評価を行う必要があると考える。</p> <p>（本編第4【1】2（2）参照）</p>
名所・景勝 地魅力づく り事業	<p>事業の実施状況を評価するためには、事業に関する数値目標を設定し、事務事業評価調書において、事後評価を行うことが必要である。</p> <p>直接事業の成果を表す適切な成果指標がないため、定量的な成果の測定が困難であることも考えられるが、例えば、利用者へのアンケートの実施等により事後評価することも考えられる。</p> <p>（本編第4【2】2（1）参照）</p>

<p>海岸漂着物 地域対策推 進事業</p>	<p>当事業において県では以下の指標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 回収処理へのボランティア参加人数（海岸漂着物等の回収・処理に関する指標） ➤ 啓発キャンペーン参加人数（海岸漂着物問題に係る普及啓発・環境教育に関する指標） <p>回収処理へのボランティア参加人数は、海岸漂着物等の回収・処理に関する指標として設定されているが、必ずしもボランティア参加人数が多かったからといって海岸漂着物等の回収・処理が進んだとは言い難い面があり、ボランティア参加人数は、海岸漂着物等の回収・処理に関する間接的な指標と考えられる。したがって、海岸漂着物等の回収・処理に関する指標としてボランティア参加人数だけではなく、他の直接的な指標を設定する余地があると考え。</p> <p>（本編第4【14】2（1）参照）</p>
<p>不法投棄・ 不適正処理 対策事業</p>	<p>現状、当事業では成果指標は設定されておらず、事務事業評価調書によれば、「概ね当初の目標は達成された」として、当年度の取組内容とその成果が文章で記載されているのみである。</p> <p>上記の文章による成果の記載のみでは事業の成果があったことが分かりにくく、また当初の目標に対する達成度を測ることができない。したがって、事業目標の達成度を評価するため、成果指標を設定し、毎年度事業終了後にその達成度を測ることが必要である。例えば以下のような成果指標を設定し、事業評価を適切に行うことを検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不適正処理の発生件数に対する解決（撤去）件数 ➤ 環境監視員による巡視日数 <p>（本編第4【15】2（1）参照）</p>
<p>不法投棄監 視パトロー ル事業</p>	<p>現状、当該事業の成果指標は設定されておらず、事業の効果がどれだけあったかということが定量的に判断できない状況となっている。したがって、事業効果を定量的に判断し、より効果的な事業計画を策定するために成果指標を設定することが必要である。成果指標には、たとえば以下のようなものが考えられるが、県の状況に適したより適切な成果指標を設定し、本事業を評価する仕組みを構築すべきである。</p> <p>以下、発見件数とは、不法投棄を発見した件数であり、撤去件数とは、発見した不法投棄がその後撤去された件数を指している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不法投棄の前年度発見件数に対する減少件数 ➤ 抑止率（当年度発見件数／前年度発見件数） ➤ 不法投棄箇所の改善率（撤去件数／発見件数） <p>（本編第4【16】2（1）参照）</p>

<p>アスベスト 対策事業</p>	<p>本事業に関して、具体的な計画や数値目標の設定はなされていない。 アスベスト問題に対する県民の関心は、依然として高いものと想定される。また、平成 25 年 6 月 21 日に大気汚染防止法の改正法が公布（平成 26 年 6 月 1 日施行）され、アスベスト飛散防止対策の強化が求められている。当該改正法では、届出対象外の工事にまで立入検査対象が拡大されており、これまでの届出がなされた解体等工事の確認に加えて、今後は届出がない解体等工事の立入を実施することも求められる。これにより、アスベストの飛散が見込まれる特定工事であるにも関わらず、無届で工事が行われていないかの確認が必要となる等、当該事業の進め方も大きく変化することが予想される。そのような状況のなか、今後は、本事業における現状と課題、施策の方向性について整理したうえで、届出対象外の工事について立入検査を行う際の方針を策定するとともに、数値目標も設定し、本事業を評価する仕組みを構築すべきである。 (本編第 4 【19】 2 (1) 参照)</p>
<p>立入調査の結果をより明確に記載するよう改善すべき【意見】</p>	
<p>水質汚濁防 止対策事業</p>	<p>環境白書では県内にある特定事業場数及び検査項目数、適合項目数、不適合項目数のみが記載されている。現状の記載では、特定事業場数のうち、立入調査すべき立入対象事業場数がいくつなのか、また、実際に平成 24 年度に立入調査を実施した事業場及び排水基準を超過した事業場の数がいくつなのかの情報が明示されていないため、立入調査の結果をより明確に示す必要がある。 (本編第 4 【17】 2 (4) 参照)</p>
<p>BOD の目標達成に向けた体制を構築すべき【意見】</p>	
<p>水質汚濁防 止対策事業</p>	<p>BOD（環境省が定めた環境基準の一つ）の目標値が達成されないのは、生活排水、事業所の排水等様々な原因が考えられる。これらの施策は環境管理課の水質汚濁防止対策事業のみではなく、畜産課の畜産バイオマス 利活用推進事業や下水道課の下水道事業、浄化槽設置整備事業等の様々な課や事業が関連している。しかし、これらの関連する各課や事業をとりまとめた対応はなされていない。 BOD の目標は、一つの施策を実施すれば、達成されるようなものではなく、様々な関連する事業を総合的に実施して管理を行う必要がある。環境管理課においては水質汚濁事業の実施を通して、BOD 未達成の詳細な原因究明を行うとともに畜産課や下水道課等と情報交換を行うことで、各課が目標達成に向けて一体となるような体制、及び目標達成に向けた一体的な取組みを評価する仕組みを構築していく必要がある。 (本編第 4 【17】 2 (1) 参照)</p>
<p>騒音の環境指標達成に向けて市の取組みをモニタリングすべき【意見】</p>	
<p>騒音振動公</p>	<p>環境基本計画における騒音に関する環境指標は平成 21 年度に測定されたも</p>

害防止対策事業	<p>のであるが、騒音規制法の改正により、市の区域に係る自動車騒音の常時監視については市長が行うこととなったため、現状においては和歌山市と海南市についてはデータを受け取っているのみであり、目標値達成にむけた特段の取り組みはなされていない。また、和歌山市の環境基本計画においては平成 29 年度に環境基準達成率 95%を設定しており、100%としている県の計画と不整合が生じている状態にある。平成 25 年度における環境基準達成率は高い数値であるものの、より確実な目標値の維持、達成に向けて、県は、和歌山市及び海南市と連携し、原因の究明及び総合的な施策の取り組みを実施する等、市も含めた県全体の環境対策に関するモニタリングを行う必要がある。</p> <p>(本編第 4 【21】 2 (1) 参照)</p>
---------	--

3. 契約事務に関する結果及び意見

契約事務を遂行するにあたっては契約の適切な履行及び履行確認が必要である。しかし、各事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

契約金額の適切性を確認すべき【意見】	
鳥獣保護事業	<p>本事業の委託契約（随意契約）では、鳥類、獣類それぞれについて、軽症、重症、治療後死亡に分けて設定した診療単価に予定数量を乗じて、契約金額を設定している。平成 25 年度の実績処置件数は、209 件と予算積算時の計画処置件数の 116 件を大きく上回っているが、予算に対応する区分ごとに処置回数を集計し、各区分について予定業務量と実績の比較など詳細な分析は実施されていなかった。</p> <p>随意契約については、業務量及び金額が適切であるかの検討を事後的に行い、次年度以降の契約においてその結果を可能なかぎり反映する必要がある。特に、予定業務量と実績が大きく乖離している場合は、契約金額の適切性について十分に検討の上、その検討の過程を記録しておくことが望ましい。</p> <p>(本編第 4 【7】 2 (1) 参照)</p>
公衆便所等の建設に係る権原取得の状況を確認すべき【結果】	
自然公園等施設整備事業	<p>県は、本事業に係る施設・設備を、市町村または市町村が第三者から借りた土地の上に建設しているが、建設に必要な土地の権原を有する市町村とその賃貸借契約を結んでいない。この事実について、平成 25 年 10 月 11 日に県監査委員から指摘を受け、平成 26 年度から契約書を作成し、順次、使用貸借契約の締結を始めたところであるが、一部の案件については進捗していないものもあった。</p> <p>土地の権原に係る契約は、権利の得喪を確認する重要な行為であるため、県は、速やかに市町村と契約書面を交わす必要がある。</p> <p>また、事業対象地が第三者所有であり、市町村がこれを借地した場合、県は</p>

	<p>事業実施にあたって、市町村と土地所有者との契約書の確認は行っているが、その契約書に県への転貸条項が記載されているかを確認していないとのことであった。第三者の所有地において県が事業を実施するにあたり、適切な権原を取得できているかについて、県への転貸条項の有無を確認することが必要である。なお、過去の転貸条項を設けていない契約については、無断転貸ではないことを証明できる土地所有者の承諾書等の確認を行うことが必要である。</p> <p>(本編第4【1】2(3)参照)</p>
契約書(写)の決裁書面への添付について【意見】	
自然公園等施設整備事業	<p>土地所有者が第三者である場合の県の事業実施に係る決裁書面には、市町村と土地所有者との契約書面が資料として添付されていなかった。上席者による決裁において、適切な権原の取得を確認するために、契約書(写)等の書類を添付する必要がある。</p> <p>(本編第4【1】2(3)参照)</p>
車両のリースまたは取得に関して、リースまたは取得の妥当性を確認すべき【意見】	
紀南版フェニックス事業	<p>県から財団法人紀南環境整備公社及び紀南環境広域施設組合に交付される補助金について、県は実績報告書の提出を受けている。実績報告書を閲覧したところ、前者の実績報告書の補助対象経費明細にリース料として自動車リース料409,872円が計上されている。また、後者の実績報告書には備品購入費として車両購入代が1,025,700円計上されている。車両の取得にあたっては、リースあるいは購入とした場合どちらのメリットが大きいかの比較検討を行う必要があると考えるが、県では比較検討が行われたかどうか確認した内容を記録として残しておらず、車両のリースまたは取得について妥当な判断が行われたかが不明である。補助金を有効に活用するためには、県は補助金の交付先の支出内容が妥当かどうかを適切に審査し翌年度の事業計画に反映させることが重要であるため、今後、車両の取得にあたっては、リースあるいは購入とした判断過程のヒアリングを行い内容の妥当性を確認することが必要である。</p> <p>(本編第4【11】2(1)参照)</p>
実績報告書の支出内容について証憑との照合を必要に応じて実施すべき【意見】	
紀南版フェニックス事業	<p>県から財団法人紀南環境整備公社及び紀南環境広域施設組合に交付される補助金について、県は実績報告書の提出を受けている。当該実績報告書を閲覧したところ、支出内容について、領収書や請求書等、取引内容や支払いの事実を確認できる証憑との照合は実施されていなかった。県は、補助金の使途について、証憑の突合を行うなど適正に使用されているかどうかを確かめる手続を実施すべきである。たとえば、補助金の交付先にて証憑書類の確認を行うことが考えられる。</p>

	(本編第4【11】2(1)参照)
実績報告書に点検指導回数だけではなく指導内容等の結果の記載を求めるべき【意見】	
産業廃棄物 処理業者指 導事業	<p>県は、産業廃棄物管理票等点検指導業務を一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会へ委託しており、委託業務完了後、産業廃棄物協会から実績報告書を手入している。当該委託業務の実績報告書には、各業者ごとの点検指導の状況や結果が記載されておらず、各業者においてどのような問題があり、どのような指導を行ったかについて把握できない状況となっている。</p> <p>委託事業が適切に履行されているかどうかの確認及び事業者の産業廃棄物管理票等の作成や保管状況を把握しておくためにも、実績報告書には巡回業者ごとの点検指導結果を記載するよう求める必要があった。</p> <p>なお、平成26年度からは当該業務は委託せず、県が従来実施している立入調査と併せて県で直接実施することとなるため、県自ら、業者ごとの点検指導の結果が分かるような書類を作成し保管しておくことが必要である。</p> <p>(本編第4【12】2(1)参照)</p>
定期保守委託契約に関する決裁に報告書を回付するよう改善すべき【意見】	
大気汚染常 時監視テレ メーター装 置運営事業	<p>大気汚染監視設備の定期保守業務の委託に関して、「大気汚染監視設備保守業務委託実施要綱」8条において、所定の様式に基づいて報告書(以下、「報告書」)を手入することが規定されている。</p> <p>県においては、委託契約等の履行確認を行う際、検査調書を作成し、委託契約が適切に遂行されていることを確認することとしているが、委託業者から入手した「報告書」は担当者が保管しており、検査調書の決裁の際には添付されていない。決裁の際に、委託業務の履行状況を適切に判断するため、検査調書には「報告書」を添付して回付する必要がある。</p> <p>(本編第4【18】2(1)参照)</p>

4. 効果的、効率的な事務の遂行に関する結果及び意見

事務を効果的、効率的に遂行するにあたり、各事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

過去の申請履歴を詳細に確認すべき【意見】	
住宅用太陽 光発電設備 導入促進事 業	<p>本補助金の交付条件として、過去に給付を受けている場合には、新規の太陽光発電設備を設置しても補助対象とならないこととなっている。県では、申請案件について、過去に給付を受けているかどうかの履歴確認をエクセルデータの氏名または住所で検索することで確認しているが、例えば、婚姻による姓の変更等についての確認はされていなかった。例えば、エクセルデータに生年月日欄を設けて、氏名、住所と合わせて過去の履歴と確認することにより、同一人物に重複して補助金が交付されていないことを確認することを検討された</p>

	<p>い。</p> <p>(本編第4【3】2(1)参照)</p>
<p>修繕が必要な施設等について経年情報を含めたリストを作成すべき【意見】</p>	
<p>自然公園等 保護対策事業</p>	<p>自然公園内の修繕必要施設については、現場ボランティアである自然公園指導員からの報告に基づき、各振興局等の担当者が緊急度を定め、本庁に報告している。各振興局等が緊急度を定めた後、本庁において緊急度の高い施設の一覧を作成し、予算の枠内で緊急度の高い施設から優先的に修繕を行っている。しかしながら、当該施設一覧は単年度の調査の状況を表しているのみであり、過去の調査で得られた情報は掲載されていない。</p> <p>網羅的な修繕必要箇所の把握、優先的に修繕すべき施設の把握、人事異動における職員間の情報共有にも資することが期待できるため、修繕が必要な施設について、経年の情報も含んだリストを作成し、翌年度以降の判断や情報共有に役立てるべきである。</p> <p>(本編第4【8】2(1)参照)</p>
<p>エビ・カニ水族館において、入場者数や経営状況の把握、利用者の声（アンケート結果等）等についての、適切な管理を行うべき【意見】</p>	
<p>自然公園等 保護対策事業</p>	<p>熊野枯木灘海岸県立自然公園に属するエビとカニの水族館施設（以下、「当該施設」）については、本事業の所管となっている。当該施設は老朽化が進んでいるため、修繕、点検等のコストが収入を上回る年度もある等、様々な問題が生じている。</p> <p>このような現状であるが、県として、水族館施設の入場者数や経営状況等について、業務等で必要があれば、その都度、確認しているのみであり、継続的に現状把握ができていない状況となっている。コストをかけて当該施設を存続させるのであれば、入場者数や利用者の声（アンケート結果等）等について把握する等、適切な管理を行うべきであった。</p> <p>(本編第4【8】2(2)参照)</p>
<p>PCB 廃棄物の保管事業者数及び保管数量の電子媒体による公表の検討を行うべき【意見】</p>	
<p>PCB 廃棄物処理対策 推進事業</p>	<p>県は、和歌山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定しており、この中で、今後、毎年度 PCB 廃棄物の保管事業者数及び保管数量に関する電子媒体による公表を検討することとしている。しかし、上記内容の検討及び電子媒体による公表は行われていないため、当該処理計画に基づいて、検討することが必要である。</p> <p>(本編第4【13】2(2)参照)</p>
<p>立入調査票の記入を徹底すべき【結果】</p>	
<p>大気汚染等</p>	<p>事業場等への立入調査を行う場合、「立入調査票」を用いて現場確認を行っ</p>

<p>防止対策事業</p>	<p>ている。「立入調査票」には、自主測定が求められている事業者に対して自主測定を行っているかの確認項目も設けられている。「立入調査票」を閲覧したところ、「立入調査票」の自主測定の確認項目について、チェックがされていないものが5件発見された。現場から県庁へ戻った後、別途メモに記入しているとのことであるが、一日に複数の現場に行くことが多く、現場持参用の「立入調査票」にて確実にチェックを実施することが、正確性の担保につながるものであるため、「立入調査票」へのチェックについて徹底する必要がある。</p> <p>(本編第4【20】2(2)参照)</p>
<p>立入検査のマニュアルを整備すべき【意見】</p>	
<p>アスベスト対策事業</p>	<p>吹付石綿、煙突用断熱材等の飛散可能性が高い石綿建材を扱う解体工事現場においては、立入検査を行い、大気汚染防止法施行規則で定める作業基準の遵守を指導しており、立入検査の結果や指導内容については上席者に報告している。しかし、具体的にどのように検査を行うか等のマニュアルが策定されておらず、立入検査時の業者への指導も経験豊かな職員が経験的判断に基づき実施している状況が続いている。</p> <p>組織として、将来にわたって当該事業が滞りなく行われることを担保するため、早急に現職員の経験的知見を盛り込んだ立入検査マニュアルを整備すべきである。</p> <p>(本編第4【19】2(2)参照)</p>
<p>特定粉じん排出等作業に関する完了報告を業者から入手すべき【意見】</p>	
<p>アスベスト対策事業</p>	<p>アスベストの飛散可能性が高い吹付け石綿等が使用されている建築物等の解体等工事については、法令により都道府県知事への工事の届出義務があり、当該事業において、届出内容を審査、受理書を交付している。しかし、解体等工事の完了報告書を条例で提出するよう求めていることから、完了報告書については施工業者から入手していない。解体等工事が適正に行われているかどうかの確認は、年間70件程度ある届出工事のうち、サンプルで10件程度の立入検査を実施することで担保している状況となっている。</p> <p>届出義務の履行確認を行う県として、当該作業が適正に実施されたことを、サンプルで年10件程度の立入検査を実施することのみでは不十分であり、サンプルでの立入検査を実施するとともに、条例で定められていなくとも、行政指導の範疇で完了報告書を入手して確認を行うべきである。</p> <p>(本編第4【19】2(3)参照)</p>

以上